

事 務 連 絡  
平成25年4月18日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）御中

健康局結核感染症課

中国の鳥インフルエンザA（H7N9）に関する検疫所の対応について  
（依頼）

中国で患者が発生している鳥インフルエンザA（H7N9）については、検疫所において、平成25年4月4日付け事務連絡（別添1）により、発生地から来航する便の搭乗者から健康相談があった場合のうち、38度以上の発熱と急性呼吸器症状が認められた場合に、本人の連絡先等の把握や医療機関の受診勧奨等を実施しているところです。

今般、検疫所の検査体制の整備に伴い、別添2のとおり、検査フロー及び中国からの帰国者・旅行者等に対する注意喚起について、改めてお願いしたところです。

貴管下の保健所等におかれましても、検疫所における対応についてご了知頂くとともに、注意喚起カード（健康カード）の4月19日（金）からの配布にあたり、本人から、中国からの帰国10日以内のインフルエンザ様症状についての連絡があった場合には、渡航先や症状、居所について把握の上、感染症指定医療機関等の紹介や、マスク等の感染予防策の勧奨等についてお伝えいただくよう（フローの二重線部分）、特段のご配慮をお願いします。